

札幌第 1797 号
令和 5 年（2023 年）8 月 30 日

市内障害福祉サービス事業所
市内障害者支援施設
市内障害児通所支援事業所 管理者 様
市内障害児入所施設

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

サービス管理責任者等に関する告示の改正について（通知）

日ごろより、本市の障がい福祉事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、このたび、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）に関する告示の改正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 改正内容について

(1) サービス管理責任者実践研修の受講に必要な実務経験について

サービス管理責任者等の研修体系については、現在、サービス管理責任者（児童発達管理責任者）基礎研修（以下、「基礎研修」という。）修了後にサービス管理責任者（児童発達管理責任者）実践研修（以下、「実践研修」という。）を受講するために必要な実務経験（以下「OJT」という。）の期間を「2年以上」としております。

これとは別に、基礎研修受講開始の時点で既にサービス管理責任者等の資格要件として必要な実務経験年数を満たしている者が、障害福祉サービスの提供に係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、実践研修を受講するために必要な OJT の期間を例外として「6月以上」とします。

なお、指定権者への届出については下記 2 を参照願います。

(2) やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合の措置について

サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如した場合に、サービス管理責任者等の資格要件として必要な実務経験年数を満たしている者をサービス管理責任者等とみなして配置する措置については、現在、サービス管理責任者等が欠如したときから 1 年間行うことができます。

それに加えて、基礎研修修了者は個別支援計画の作成に関して一定の知識・技能等を習得していること、また、事業所内でサービス管理責任者等の養成を進める観点から、上記の措置（1 年間）に加え、以下の全ての要件を満たす者について、当該者が

実践研修を修了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして配置可能とします（最長2年間）。

（要件）

- ・サービス管理者等の欠如についてやむを得ない事由によるものと、札幌市が認めていること
- ・実務経験要件を満たしていること
- ・サービス管理責任者等が欠如した時点で、既に基礎研修及び相談支援従事者初任者研修講義部分（以下、「相談支援研修」という。）を修了済みであること
- ・サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されていること

2 「個別支援計画原案作成従事者届出書」の提出について

上記1（1）における、OJT期間を「6月以上」とする届出を希望する場合は、要件を満たしていることを確認し、実践研修の申込までに「個別支援計画作成従事者届出書」を提出してください。

なお、届出は、令和5年（2023年）2月10日付け札幌第3500号にてお知らせした「スマート申請」の導入方針に基づき、原則としてスマート申請により受け付けます。

(1) 提出方法

スマート申請

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/kobetushienkeikaku>

※スマート申請ご利用上の注意点

- ・申請にあたっては、入力内容や添付書類に誤りや不足がないよう注意してください。申請内容が十分に確認できない場合、別途連絡のうえ確認を行うか、追加で添付書類等の提出を求める場合があります。また、入力内容や添付書類が明らかに事実と異なる場合は、虚偽またはその疑いがあるものと判断する可能性があります。
- ・申請内容が必要な要件に該当しなかった場合や、内容に虚偽またはその疑いがあると認められた場合は、申請を却下するか、自立支援給付費等の返還等を求める場合があります。

《HP》

札幌市ホームページのホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 事業者指定 > 個別支援計画原案作成従事者届出書について

《URL》

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/16_kobetushienkeikakusakuseigyomu.html

3 届出に関する注意点

- (1) OJTの期間内に2人目のサービス管理責任者等として配置する場合は、個別支援計画原案作成従事者届出書ではなく、変更届（様式第2号）及び添付書類を提出してください。

- (2) OJT の期間が2年に達していないにもかかわらず、個別支援計画原案作成従事者届出書を提出せずに実践研修を受講した場合は、実践研修の修了が無効となります。
- (3) OJT 開始日が本改正の告示日（令和5年6月30日）以前の場合も、個別支援計画原案作成従事者届出書を提出した場合は、開始日以降をOJTの期間に算入することが可能です。
- (4) 基礎研修受講開始時に既に実務要件を満たしている必要がありますが、相談支援研修受講時点で実務要件を満たしている必要はありません。なお、OJTについては基礎研修と相談支援研修の双方を修了し、修了証の交付を受けた時点から起算が可能となります。
- (5) みなし配置を2年に延長する場合の届出は必要ありませんが、要件を満たしていることを証明できる資料を適切に保管してください。

以上

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課障がい福祉課指定指導担当
メール：jigyousyasitei@city.sapporo.jp
TEL:011-211-2938 FAX:011-218-5181